

# 農業者年金に 加入しましょう

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

老後の備えは国民年金プラス農業者年金で！

政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます

保険料は全額が社会保険料控除され節税になります

確定拠出型のため安心な年金制度となっています

ライフステージに応じて保険料を変更することができます

## 農業者年金受給者のみなさんへ

### ◇現況届は忘れずに提出を！

現況届けは年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年6月に確認するものです。現況届けを提出しないと、提出されるまでの年金が差し止められることになります。現況届けの用紙は毎年5月末に農業者年金基金から受給者に送付されます。必ず期限（6月1日から6月30日まで）内に農業委員会へ提出してください。

経営移譲年金や特例付加年金を受給されている方については、農地の移動や農業経営に関する各種の名義が後継者などのきちんと変更されているかを農業委員会で確認することになっています。経営移譲後に、認定農業者として認定を受けたり、所得安定対策等交付金などの諸名義を保持していた場合、経営再開とみなされ、支給済年金の返還になることがありますので、ご注意ください。

### ◇受給者の住所変更や死亡の際には

引越しなどにより住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、農業委員会またはJAに相談してください。受給者がお亡くなりになった場合は、遺族の方が速やかに死亡届をJAに提出してください。